

# 国民健康保険からのお知らせ

## 1 70～74歳の方の医療費負担割合が従来どおり1割に据え置かれます！

70歳以上75歳未満の高齢者を対象に、これまで平成24年3月31日までとして実施してきた医療費の一部負担金(医療機関の窓口で支払うお金)の割合を1割とする措置が、平成25年3月31日まで延長されます。

	本来の一部負担金割合	24年3月31日まで	25年3月31日まで
一般、低所得者Ⅰ・Ⅱ	2割	1割	1割
現役並み所得者	3割	3割	3割

負担割合を1割に改めた24年4月1日からの高齢受給者証は、国民健康保険被保険者証とあわせて3月末に書留郵便で郵送します。  
 ※今回、高齢受給者証をお送りするのは、今お持ちの高齢受給者証の負担割合が「2割(平成24年3月31日までは1割)」となっている方です。「3割」の高齢受給者証には変更はありませんので、引き続きお手元の証をご利用ください。

(現在お持ちの古い高齢受給者証)  
 一部負担金の割合 2割(平成24年3月31日までは1割)  
 (新しい高齢受給者証)  
 一部負担金の割合 2割(平成24年7月31日までは1割)  
 ※新しい高齢受給者証の有効期限は平成24年7月31日までです。

## 2 国民健康保険への加入・脱退には窓口での手続きが必要です！

- ★国民健康保険(国保)は、職場の健康保険、生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度に加入している人を除く、すべての人が加入を義務付けられている医療保険制度です。
- ★国保の加入・脱退には、本人・家族による市役所での手続きが必要です(手続きは自動的に行われません)。
- ★以下の項目に該当する場合は、「手続きに必要なもの」をご確認のうえ、お早めに市役所の窓口にお越しください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
小郡市の国保に加入するとき	市外から転入してきたとき、子どもが生まれたとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険等資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
小郡市の国保をやめるとき	市外へ転出するとき、加入者が死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、医療証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証、医療証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険証、医療証、保護開始決定通知書
市内で転居したとき、世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、国民健康保険証、医療証	

★お手続きによっては、免許証などで窓口に来た方のご本人確認をさせていただく場合があります。ご了承ください。

◎問合せ先 国保年金課 国保係(⑧番窓口) ☎72-2111 内線424・425

**学生のみなさん**  
**国民年金保険料納付が困難なときは「学生納付特例」の申請を！**

20歳になったら学生でも国民年金に加入し保険料納付が義務付けられます。  
 「学生納付特例制度」は、在学期間の保険料納付を猶予し、社会人になってから払うことができる制度です。この特例制度を受けたい場合は、万が一のときも障害年金が支給されるので安心です。  
**申請は毎年度必要!!**  
 平成23年度中に学生納付特例制度を受けていた人も、年度が変わると再度申請が必要になります。  
**手続きはカンタン**  
 市国保年金課医療・年金係で「学生納付特例申請書」に必要事項を記入して提出してください。申請書は医療・年金係(⑥番窓口)にあります。

**手続きに必要なもの**  
 ①学生証(コピー可)または在学証明書  
 ②認印(本人が署名する場合は不要)  
 ③年金手帳(家族でも本人に代わり手続きできます)

**対象となる学生の範囲**  
 ○大学○短大○大学院○専門学校  
 ○専修学校○各種学校○予備校  
 ※夜間、定時制、通信課程を含む  
 なお、学校法人の認可を受けていない各種学校、予備校および海外の学校は対象になりません。

**届出問合せ先**  
 国保年金課医療・年金係  
 ☎72-2111 内線427